

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））交付要綱

復本第1062号
令和3年5月27日
内閣総理大臣決定
復本第543号
一部改正 令和4年4月1日
復本第370号
一部改正 令和8年3月9日

（通則）

第1条 福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））のうち復興庁所管事業に係るもの（以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、福島再生加速化交付金制度要綱（平成26年2月28日付け、府政防第217号・復本第269号・警察庁甲官発第55号・25文科政第89号・厚生労働省発会0228第2号・25食第198号・20140226財地第1号・国官会第2892号・原規監発第1402269号）、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））実施要綱（令和3年5月27日付け、復本第1062号。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

（交付の目的）

第2条 交付金は実施要綱第4に規定する福島県に交付し、実施要綱第3に規定する地域魅力向上・発信事業計画（以下「地域魅力向上・発信事業計画」という。）に基づく実施要綱第5に規定する福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業を実施することを目的とする。

（交付先）

第3条 交付金は、福島県知事に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付の対象となる事業）

第4条 交付対象事業は、実施要綱第5に規定する対象事業とする。

（交付額）

第5条 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第7により福島県に通知された交付可能額の範囲で、交付金の交付対象事業に要する費用を交付する。交付対象事業費は、別添1のとおりとする。

2 地域魅力向上・発信事業計画様式4に記載した交付対象事業の交付対象事業費に1／

2 を乗じて得た額の合計額とする。ただし、原則として別添 2 に定める交付限度額と比較して少ない方の額とする。

(事前着手)

第 6 条 次条による交付の申請及び第 8 条による交付の決定前に、実施要綱第 9 の 2 一又は二による福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の着手の承認を通知する様式は、別記様式 1 によるものとする。

(交付申請)

第 7 条 適正化法第 5 条及び適正化法施行令第 3 条の規定による交付金の交付の申請については、交付を受けようとする福島県は、別に通知する日までに、大臣に対し、交付申請書（別記様式 2）に必要な書類を添付して提出するものとする。

(交付決定)

第 8 条 大臣は、前条により交付の申請があった場合において、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、交付金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第 6 条の規定に基づき、福島県に交付金の交付の決定を行うものとする。
2 大臣は、前項の規定により交付金の交付の決定を行ったときは、適正化法第 8 条の規定に基づき、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を福島県に通知（別記様式 3）するものとする。

(交付決定の内容の変更)

第 9 条 福島県が交付決定の内容を変更しようとする場合には、大臣に内容変更承認申請書（別記様式 4）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別添 1 に定める経費区分の範囲内において、交付決定額に変更をきたすことがない場合は、この限りではない。
2 大臣は、前項の承認をしたときは、適正化法第 10 条第 4 項の規定に基づき、速やかにその変更の内容を福島県に通知（別記様式 5）するものとする。

(申請の取下げ)

第 10 条 適正化法第 9 条第 1 項に規定する申請の取下げについて、福島県は交付の決定の内容又はこれに附された条件に対し、不服があることにより、申請を取り下げようとするときは、交付金の交付の決定の通知を受けた日から起算して 30 日以内に、大臣に申請取下書（別記様式 6）を提出しなければならない。

(交付対象事業の廃止)

第 11 条 福島県は、交付決定を受けた事業の全てを廃止する場合には、大臣に事業廃止承認申請書（別記様式 7）を提出し、その承認を受けなければならない。

(交付対象事業の遅延の届出)

第12条 福島県は、交付決定を受けた事業が地域魅力向上・発信事業計画に記載する事業期間内に完了することができないと見込まれる場合には、大臣に事業遅延報告書（別記様式8）を提出しなければならない。

（概算払）

第13条 福島県は、交付決定の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、概算払請求書（別記様式9）を大臣に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、交付金について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書きに基づく財務大臣との協議が調った日以降に行うことができるものとする。

（状況報告）

第14条 福島県は、適正化法第12条の規定による遂行の状況の報告について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を提出するものとする。

（交付事業の遂行等の命令）

第15条 大臣は、交付対象事業が交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第13条第1項の規定に基づき、福島県に対し、これらに従って当該交付対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 大臣は、福島県が前項の命令に違反したときは、適正化法第13条第2項の規定に基づき、交付対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第16条 福島県は、適正化法第14条の規定による実績報告については、全ての交付対象事業が完了した日（第11条により交付対象事業の全ての廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して1ヶ月を経過した日又は全ての交付対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日（実施要綱第4の2二の規程により福島県が実施する事業において、交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の5月10日）までに、大臣に実績報告書（別記様式10）を提出して行うものとする。

2 福島県は、交付対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合には、交付金の交付の決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月10日までに実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（交付金額の確定等）

第17条 大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、前条による実績報告の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、福島県に交付額確定通知書（別記様式11）を通知するものとする。

(是正のための措置)

第18条 大臣は、第16条による報告を受けた交付対象事業の成果が交付金の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条第1項の規定に基づき、当該交付対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを福島県に対して命ずることができる。

(交付金の返還)

第19条 大臣は、福島県に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定に基づき、福島県にその超える額の返還を命ずることとする。

(交付金の返還の期限)

第20条 適正化法第18条第1項及び第2項の決定による交付金の返還の期限については、同条第1項の場合にあっては、交付の決定の取消の通知の日から20日以内とし、同条第2項の場合にあっては、原則として第17条による額の確定の通知の日から20日以内とする。

(交付対象事業の検査等)

第21条 大臣は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第23条第1項の規定に基づき、福島県に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 適正化法第23条第2項の立入検査等を行う職員の身分を示す証票は、別記様式12によるものとする。

(財産の管理等)

第22条 福島県は、交付金事業の実施（交付金事業の一部を第三者に実施させた場合を含む。）によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 福島県は、取得財産等について、別記様式13による取得財産等管理台帳を備えて管理しなければならない。

3 福島県は、当該年度に取得財産等があるときは、実績報告書に別記様式14による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

4 大臣は、福島県が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第23条 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具並びに大臣が交付金の交付の目的を達成するために特に必要

- があると認めて定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
 - 3 福島県は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を交付金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付金の経理)

第24条 福島県は、交付対象事業について経理を明らかにする帳簿を作成し、当該事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(標準処理期間)

第25条 大臣は、交付申請書及び変更交付申請書を受理した日から起算して、原則として30日以内に交付の決定を行うものとする。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第26条 福島県は、市町村に補助金を交付するときは、第5条から第24条までに準ずる条件を付さなければならない。

(間接補助金の支払)

第27条 福島県は、市町村から支払請求があった場合であって、第13条に規定する支払いを受けたときは、遅滞なく、間接補助金を市町村に支払わなければならない。

附 則(令和3年5月27日)

(施行期日)

この要綱は、令和3年5月27日から施行する。

附 則(令和8年3月9日)

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別添1 交付対象事業費

番号	対象事業	費用	補助率	
A	一 地域の魅力発信事業			1 / 2
	①情報発信事業			
	i) 風評動向調査	地域の観光・生産物に対する風評被害の実態を正しく把握するために行う調査に要する経費		
	ii) 体験等企画実施	地域の復興・創生に向けた取組や食品等の安全性等を体験等してもらうための、体験・交流イベント等の開催に向けた企画・実施のために要する経費		
	iii) 情報発信コンテンツ作成	地域の魅力発信のための、食品の安全性、地域の自然環境、風土等を広く知ってもらう情報発信コンテンツの作成・発信に要する経費		
	②外部人材活用			
	i) 企画立案のための外部人材の活用	地域の魅力発信を計画的かつ効果的に実施するための、外部人材活用のために要する経費		1 / 2
	ii) 地域の語り部の育成	地域の復興・創生に向けた取組等を訪問者等に伝えるための語り部を育成するために要する経費		
B	二 間接補助事業	福島県内の市町村が行う地域の魅力向上・発信事業に要する経費（前号の地域の魅力発信事業の範囲内において実施するものに限る。）	1 / 2	

交付対象となる経費：

地域の魅力発信事業：旅費、会議費、謝金、備品費、消耗品費、外注費、印刷製本費、補助員人件費、委託費、人件費等

交付対象外となる経費：

金券、商品券、特定の個人（団体）が利益を享受するような費用や汎用性の高い備品等、事業の実施に当たり交付の対象として適さないと認められるもの

別添2 交付限度額

地域区分	対象市町村名等	交付限度額 (国費(千円))
1	いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村	25,000
2	上記以外の福島県内の市町村	10,000
3	福島県	予算の範囲内 [※]

※ 実施要綱第4第6項第一号⑤の一の市町村の区域を超える広域の情報発信等が見込まれる事業を地域区分1・2の市町村(複数市町村でも可)と実施する場合にあっては、福島県は、当該年度において市町村に係る交付限度額の範囲内で交付されなかった額を活用し、予算の範囲内において、当該事業に要する交付額とすることができる。
 また、複数の市町村が連携して事業を実施する場合には、当該事業をとりまとめる市町村について、予算の範囲内において、当該市町村に係る交付限度額に一定額を加算することができる。

(別記様式1 交付決定前着手承認通知書)

番 号
年 月 日

福島県知事 殿

内閣総理大臣

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））
交付決定前着手承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった地域魅力向上・発信事業計画に基づく
事業について、交付金交付決定前に事前着手することを承認したので通知する。

(別記様式2 交付申請書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県知事

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））
交付申請書

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））に係る事業を実施したので、交付金を交付されたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 交付申請額 _____ (千円)

注) 地域魅力向上・発信事業計画の写しを添付すること。

(別記様式6 申請取下書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県知事

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））
申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））の実施について、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、下記のとおり申請する。

記

- 1 申請を行った年月日 令和 年 月 日
- 2 申請を取下げの事由

注) 交付申請書の写しを添付すること。

(別記様式8 事業遅延報告書)

番 号
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

福島県知事

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））
事業遅延報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた事業について、年度内に事業の完了ができなくなったので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定により、下記のとおり報告する。

記

事業名	事業概要	事業開始 年 月 日	事業完了 予定年月日

※ 事業遅延の事由については、別紙（任意様式）に理由書として作成し添付すること。

内 閣 総 理 大 臣 殿

福 島 県 知 事

福 島 再 生 加 速 化 交 付 金 (福 島 定 住 等 緊 急 支 援 (地 域 魅 力 向 上 ・ 発 信 支 援))
実 績 報 告 書

令 和 年 月 日 付 け 第 号 により 交 付 決 定 さ れ た 福 島 再 生 加 速 化 交 付 金 (福 島 定 住 等 緊 急 支 援 (地 域 魅 力 向 上 ・ 発 信 支 援)) の 交 付 対 象 事 業 に つ い て、

(完 了
廃 止
会 計 年 度 が 終 了) し た の で、

補 助 金 等 に 係 る 予 算 の 執 行 の 適 正 化 に 関 す る 法 律 (昭 和 30 年 法 律 第 179 号) 第 14 条 の 規 定 に よ り、
下 記 の と お り 報 告 す る。

記

1 交 付 金 の 実 績

(単 位 : 千 円)

交 付 決 定 額	交 付 金 充 当 額	不 用 額

注) 交 付 対 象 事 業 が 完 了 又 は 廃 止 し た 場 合 は 様 式 I を、 会 計 年 度 が 終 了 し た 場 合 は 様 式 II を 添 付
す る こ と。

(別記様式 11 交付額確定通知書)

番 号
年 月 日

福島県知事 殿

内閣総理大臣

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））
交付額確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定された福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））の交付対象事業に係る交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、
金 円に確定したので通知する。

(別記様式12 立入検査等職員身分証票)

表 面

9cm

←	→
↑	第 号 年 月 日発行
	官 職 氏 名 年 月 日生
6.5 cm	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23条第2項の規定による検査員の証
	年 月 日まで有効
↓	内閣総理大臣

備考 用紙は厚紙白紙とする。

裏 面

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）抜粋
第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(別記様式13 取得財産等管理台帳)

取得財産等管理台帳 (年度)

区分 財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管(設置) 場所	補助率	処分 状況	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援(地域魅力向上・発信支援))交付要綱第22条第1項に定める財産処分制限価格以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。
ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

(別記様式14 取得財産等管理明細表)

取得財産等管理明細表 (年度)

区分 財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管(設置) 場所	補助率	処分 状況	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））交付要綱第22条第1項に定める財産処分制限価格以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。
ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

〔様式 I〕

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）） 実績報告

県・市町村名

プルダウン選択

1. 交付決定年度

○年度

2. 充当内容

（単位：千円）

事業 番号	事業名	事業概要	総事業費	交付対象事業費	福島再生加速化交付金 （福島定住等緊急支援） （地域魅力向上・発信支援） 充 当 額	そ の 他	交付対象外経費
			(A = B + E)	(B = C + D)	(C)	(D)	(E)
			0	0			
			0	0			
			0	0			
			0	0			
			0	0			
合 計			0	0	0	0	0

3. 交付金の実績

福島再生加速化交付金 （福島定住等緊急支援） （地域魅力向上・発信支援） 交 付 決 定 額	福島再生加速化交付金 （福島定住等緊急支援） （地域魅力向上・発信支援） 充 当 額 (C) の合計	不 用 額
(F)	(G)	(H)

【留意事項】

- 「事業番号」、「事業名」、「事業概要」欄については、地域魅力向上・発信事業計画と記載内容を同一にすること。
- 「その他」欄については、地方負担(地方債、一般財源等)や他の補助金等の充当額を記載すること。
- 交付決定通知書の写しを添付すること。
- 交付金充当事業については、事業の実施を証する書類(契約書の写しなど)及び事業の完了を証する書類(竣工検査調書の写し、支出命令書の写しなど)を提出すること。

〔様式Ⅱ〕

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）） 年度終了実績報告

県・市町村名

プルダウン選択

1. 交付決定年度

○年度

2. 充当内容

（単位：千円）

事業番号	事業名	事業概要	交付対象事業費 (A)	福島再生加速化交付金 (福島定住等緊急支援) (地域魅力向上・発信支援) 充当額		事業完了日	完了・未完了の別
				年度内充当額 (C)	翌年度繰越額 (D)		
			(A)	(B=C+D)	(C)	(D)	
				0			
				0			
				0			
				0			
				0			
合 計			0	0	0	0	

3. 交付金の充当状況等

福島再生加速化交付金 (福島定住等緊急支援) (地域魅力向上・発信支援) 交付決定額	年度内充当額 (C)の合計	翌年度繰越額 (D)の合計	当該年度不用額
(E)	(F)	(G)	(H)

【留意事項】

- 「事業番号」、「事業名」、「事業概要」欄については、地域魅力向上・発信事業計画と記載内容を同一にすること。
- 交付対象事業が完了せず国の会計年度が終了した場合、「事業完了年月日」については「事業完了予定年月日」を